

総第310号
平成14年3月22日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「公安委員会及び警察本部長における公文書の公開等の基準」について
(通達)

岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う公開決定等の際して準拠すべき基準は、別添のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

平成14年3月

〔改正 平成16年3月〕
平成18年7月〕

公安委員会及び警察本部長における公文書の公開等の基準

岐阜県公安委員会・岐阜県警察本部長

はじめに

この基準は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う公文書の公開・非公開の決定に際して準拠すべき事項として、条例第6条第1号に規定する個人情報、同条第4号に規定する犯罪捜査等情報及び代表的な文書類型に関する基準を示すものである。

公開・非公開の判断に当たっては、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月28日付け法政第413号）によるほか、この基準によることとするが、その運用に当たっては、この基準を画一的に適用することなく、個々の公開請求ごとに当該公文書に記録されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

第1 第6条第1号（個人情報）の基準

1 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定等の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定等の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられ、当県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 公開請求から公開決定等までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

- (2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、当県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

ア 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

- (3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2 本人からの公開請求

条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていること

から、請求者が自己に関する情報を公開請求した場合であっても、自己の氏名等については第三者と同様に非公開とする。

第2 条例第6条第4号（犯罪捜査等情報）の基準

1 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

2 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

3 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

4 犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当する。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に該当する。

5 公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

(1) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報であって、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 公共安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報であって、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

(4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることによ

- り将来の捜査に支障を生じ、又は 将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
 - (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
 - (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
 - (8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

6 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号に該当しないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件や道路交通法違反事件などの行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報は、本号に該当する。

7 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備(災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。)については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

なお、これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、本号に該当する。

第3 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開するが、記載内容中に条例第6条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。

非公開とする情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報(条例第6条第4号関係)
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報(条例第6条第4号関係)

- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第6条第5号関係）

2 会計支出文書等

警察業務は、一般の行政機関と異なる特殊性を有する。したがって、会計支出文書等についても、その特殊性を考慮して非公開情報該当性を判断することとなる。

(1) 旅費

旅費の会計支出文書については、個別の犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがないと認められるものは、公開する。ただし、条例第6条第1号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、予算科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(2) 捜査費

ア 捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることなどから、原則としてすべて非公開（警察職員の氏名、支払の相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

イ 捜査費支出額に係るものは、当県警察全体の月別・年度別の総額及び所属別の年度別総額については公開する。

なお、所属別の月別総額については、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがないと認められるものは、公開する。

(3) 会議費等

ア 会議費・対外交流費・式典費の会計支出文書については、原則として公開する。ただし、条例第6条第1号（個人情報）、同条第3号（事業活動情報）に該当する部分を除く。

イ アの例外として、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分などがあるときは、その部分を非公開とする。

(4) 職員宿舍の所在地に関する情報

職員宿舍の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舍に対する不法行為がなされ、又は当該宿舍に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、非公開とする。ただし、市区町村名までは公開する。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

職員数に関する情報は、原則として公開する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らか

かになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非公開とする。

4 他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する通報

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する通報

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する通報は、その件名も含め、原則として非公開とする。

なお、公開請求の態様によっては、条例第9条（公文書の存否に関する情報）に該当する。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する通報

ア 個人情報について

条例第6条第1号（個人情報）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第6条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断する。

非公開情報のうち、条例第6条第4号（犯罪捜査等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(I) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は捜査の方針、体制に係る情報であって、そのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開情報に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報セキュリティ対策に関する情報（情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報）については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、非公開とする。

なお、重畳的に条例第6条第6号（事務事業情報）にも該当する場合があります。

6 「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例第28条は、情報公開法の規定が適用されないこととされたものについては、条例の適用を除外することを定めており、訴訟に関する書類及び押収物については、条例が適用されない。

情報公開法の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わず、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開法の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等として問疑することが妥当であることから、情報公開法の適用除外となる。

(4) 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、情報公開法の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとはみなされることから、情報公開法の適用対象となる。